

1 学年

保護者 様

大阪府立懐風館高等学校
校長 竹内 伸一

「奨学のための給付金」申請手続き案内等について(お知らせ)

平素は、本校の学校運営にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府教育庁から「奨学のための給付金(①通常、②家計急変)」の申請案内等の通知がありましたので、別紙①②のとおりお知らせします。

この要件に該当し、申請を希望される方は、下記により申請書類を入手し、期限までに申請書等を提出してください。

なお、新1年生の4月申請の「就学支援金」は審査中で結果通知が7月中頃になるとの連絡が入っていますので、7月中旬頃、4月申請の「就学支援金」の結果通知と同時に、7月申請の「就学支援金」の申請手続き案内を配付する予定(4月申請で「申請しない」で提出された方を除く)です。

記

下表の要件に該当し、申請される場合は、**7/12(火)までに、本紙最下部(キリトリ)の「申請書類配付依頼書」に該当する書類の番号を○印で囲み、必要事項を記入の上、切り取って事務室まで提出し、申請書類(申請書用紙)を入手してください。**

なお、申請書・添付必要書類は**7月15日(金)までに、事務室へ直接提出**してください。
(2・3年及び1年で4月申請「就学支援金」を「申請しない」で提出された方は、「就学支援金」(7月申請)手続提出書類の関係で、7/15(金)までに担任へ提出としています。)

No	標 題	要件概要	備 考
①	国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて	7月1日を基準日とし、生活保護(生業扶助)受給世帯 または R4年度非課税世帯が対象	通常申請 例年の制度
②	国公立高等学校等奨学のための給付金(家計急変世帯への支援)受給申請手続きについて 家計が新型コロナウイルス感染症の影響等により急変し収入が激減した世帯向け	家計の急変により収入が激減し、保護者等(親権者全員)が非課税に相当すると認められる世帯 ①の要件に該当する方は対象外 (①との重複申請不可、①要件該当者は①で申請してください。)	家計急変申請 新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた対応として、昨年度に引き続き実施

(注)要件概要の「非課税」は、都道府県民税「所得割額」及び市町村民税「所得割額」が非課税を示します。

「奨学のための給付金」は、マイナンバー制度を活用しないため、従来どおり生活保護受給世帯は「生活保護受給証明書」、非課税世帯は保護者等(親権者全員)の「非課税証明書」等の添付提出が必要です。

連絡先 (平日 8時半～4時半)
大阪府立懐風館高等学校 事務室
電話 072-957-0001

----- (キリトリ) -----

令和4年7月 日

申請書類配付依頼書

次の「奨学のための給付金」の申請書類の配付を希望します。(いずれかを○で囲んでください)

① 「奨学のための給付金」【通常申請】

② 「奨学のための給付金」【家計急変】

学年	組	番号	生徒名
1			

7月中旬頃、4月申請の「就学支援金」の結果通知と同時に、7月申請の「就学支援金」の申請手続き案内を配付する予定(4月申請で「申請しない」で提出された方を除く)です。

1年配付用
制度概要・提出期限
R4.7月
裏面

①②の手続についての案内を添付しています。
①②の各給付金の支給要件に該当し、申請される場合は、7/12(火)までに学校事務室で各申請書等の用紙を入手していただき、申請書及び必要書類を令和4年7月15日(金)までに、事務室へ直接提出してください。

制度名	「就学支援金」 (R4.7～R5.6月分の授業料関係)	①「奨学のための給付金」 通常申請	②「奨学のための給付金」(家計急変世帯) 家計急変申請～①の要件に該当する方は対象外～								
内容	「授業料」納付が不要 生徒(保護者)に代わって 国が授業料を弁済 ※返済不要です。	「奨学金」の給付 授業料以外の教育費 の負担軽減 ※返済不要です。	「奨学金」の給付 新型コロナウイルス感染症等の影響により、家計が急変し収入が激減した世帯に対し、授業料以外の教育費の負担軽減 ※返済不要です。								
対象基準(支給要件)概要	親権者(保護者等)の市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除の額(政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額)で計算される算定基準額が30万4,200円(父母両方の合算額)未満(目安は年収910万円未満程度の世帯)	申請年度の7月1日時点において、生活保護(生業扶助)受給世帯又は、都道府県民税「所得割額」及び市町村民税「所得割額」非課税世帯 *保護者等(親権者)が大阪府内に在住していること。 (目安は年収250万円未満程度の世帯)	家計の急変により収入が激減し、保護者等(親権者全員)の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税に相当すると認められる世帯であること。(※) *生活保護(生業扶助)受給世帯ではないこと。 *保護者等(親権者)が大阪府内に在住していること。								
金額	授業料相当額 全日制の場合：年額118,800円 (月9,900円×12月) 認定されれば上記授業料額支払が不要となり、現金が支給されるものではありません。	高校生[全日制]1人当たり(年額) (1)R4.7.1現在 生活保護受給世帯(生業扶助が措置されていること) 32,300円 (2)R4年度 非課税世帯(全日制) 第1子 114,100円 第2子以降※ 143,700円 ※23歳未満の被扶養者である兄・姉がいる場合	※家計急変前後の収入を証明する書類(給与明細など)を基に、家計急変の発生後1年間の収入見込額を推計します。この収入見込額が、「所得割合算額が非課税に相当する」と確認できる必要があります。 ※所得割合算額の見込が非課税の世帯の例 <table border="1"> <tr> <th>扶養家族の数</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> </tr> <tr> <td>世帯の年収見込</td> <td>2,214,286円未満</td> <td>2,714,286円未満</td> <td>3,214,286円未満</td> </tr> </table> ※一時的に収入が激減したものの、その後収入が回復するなど、収入見込額を推計しても所得割合算額が非課税に相当しない場合は対象となりません。また、災害等に起因しない離職(定年退職など)は、対象となりません。 家計の急変が発生した時期により、給付金額が異なります。 ・令和4年7月1日までに発生した家計急変⇒以下の給付金額 ・令和4年7月2日以降に発生した家計急変 ⇒申請の翌月～翌年3月までの月数に応じて算定した額 ○家計の急変により収入が激減し、非課税に相当すると認められる世帯 第1子 114,100円 第2子以降※ 143,700円 ※23歳未満の被扶養者である兄・姉がいる場合 ただし、当該年度の学校徴収金(日本スポーツ振興センター共済掛金、PTA会費、学年費、修学旅行積立金など)に未納又は未収分がある場合は、奨学給付金と相殺します。	扶養家族の数	2人	3人	4人	世帯の年収見込	2,214,286円未満	2,714,286円未満	3,214,286円未満
扶養家族の数	2人	3人	4人								
世帯の年収見込	2,214,286円未満	2,714,286円未満	3,214,286円未満								
備考	「就学支援金」は、「マイナンバー制度」を活用しています。	ただし、当該年度の学校徴収金(日本スポーツ振興センター共済掛金、PTA会費、学年費、修学旅行積立金など)に未納又は未収分がある場合は、奨学給付金と相殺します。 (注)「奨学のための給付金」は、マイナンバー制度を活用しないため、従来どおり生活保護受給世帯は「生活保護受給証明書」、非課税世帯は保護者等(親権者全員)の「非課税証明書」等の添付提出が必要です。	7月1日までに発生した家計急変は、今回の提出期限(7/15[金])までに申請必要書類を提出してください。 それ以降の家計急変は、その都度、学校事務室までお問合せください。								